

一般事業主行動計画

社会福祉法人 悠遊

職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間

平成 25 年 3 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日

2、内容

- 目標 1 育児・介護休業法や、労働基準法等に基づく諸制度の周知と着実な運用体制を確立

対策

- ・平成 25 年 6 月 推進責任者を選任し管理職を対象に教育研修を実施する。
- ・平成 25 年 7 月～ 全職員に周知を行い、制度についての理解を進める。
- ・平成 26 年 4 月～ 定期的な周知を行い、制度の定着化を図る

- 目標 2 若年者のインターンシップ、職場体験、研修等の受入やトライアル雇用の推進に向けて体制を充実させていく

対策

- ・平成 25 年 3 月 昨年度実施したボランティア受入職場体験活動、学生の体験研修等について検証する
- ・平成 25 年 4 月～ 今年度事業計画に、法人全体及び事業所毎に、計画的に受入計画を立てる。
- ・平成 26 年 4 月～ 年次での実施状況を把握し、毎年次の計画に織り込み拡大を図っていく。

- 目標 3 子育てする労働者に対し始業時間、終業時間の繰上げ・繰下げ制度の導入

対策

- ・平成 25 年 7 月 社員の具体的なニーズ調査。
- ・平成 26 年 4 月 制度の導入と広報による周知

● 目標 4 「子の看護休暇」を取り易くするため時間単位で取得できる制度を導入

対策

- ・平成 25 年 7 月 情報収集と社員の具体的なニーズ調査
- ・平成 26 年 4 月 制度の導入と社員への周知

● 目標 5 昨年度より実施した「ファミリーデー」を定着させ、職員のご家族やお子さんが実際に働く場面を見ながら、その理解を広げていただく。

対策

- ・平成 25 年 4 月 今年度の実施計画の策定。
- ・平成 25 年 8 月 「ファミリーデーを実施」
- ・平成 26 年 4 月～ 年次での実施状況を把握し、毎年次の計画に織り込み拡大を図っていく。